

地方自治法施行令の一部を改正する政令 参照条文

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（現金出納の検査及び公金の収納等の監査）

第二百三十二条の五（略）

2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれを行うことができる。

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

（前金払）

第六十三条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

- 一 官公署に対して支払う経費
- 二 補助金、負担金、交付金及び委託費
- 三 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費
- 四 土地又は家屋の買収又は収用によりその移転を必要とすることとなつた家屋又は物件の移転料
- 五 定期刊行物の代価、定額制供給に係る電燈電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料
- 六 外国で研究又は調査に従事する者に支払う経費
- 七 運賃
- 八 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上前金をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの

附 則

第七条 地方公共団体は、当分の間、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）第五条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の三割（当該経費のうち総務省令で定めるものにつき当該割合によること）が適当でないとき、総務省令で定めるところにより、当該割合に三割以内の割合を加え、又は当該割合から一

割以内の割合を減じて得た割合) を超えない範囲内に限り、前金払をすることができる。

○ 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)(抄)

第二十二條 各省各庁の長は、運賃、備船料、旅費その他経費の性質上前金又は概算を以て支払をしなければ事務に支障を及ぼすような経費で政令で定めるものについては、前金払又は概算払をすることができる。

○ 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)(抄)

(前金払のできる経費の指定)

第五十七條 会計法第二十二條の規定により前金払をすることができるのは、次に掲げる経費に限る。ただし、第八号から第十五号までに掲げる経費について前金払をする場合においては、各省各庁の長は、財務大臣に協議することを要する。

一 外国から購入する機械、機械部品、航空機、航空機部品、航空機専用工具、図書、標本又は実験用材料の代価(購入契約に係る機械、機械部品、航空機、航空機部品、航空機専用工具、図書、標本又は実験用材料を当該契約の相手方が外国から直接購入しなければならない場合におけるこれらの物の代価を含む。)

二 定期刊行物の代価、定額制供給に係る電灯電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料

三 土地又は家屋の借料

四 運賃

五 国の買収又は収用に係る土地の上に存する物件の移転料

六 官公署に対し支払う経費(第七号の二、第八号又は第十号に掲げる経費に該当するものを除く。)

七 外国で研究又は調査に従事する者に支給する学資金その他の給与

七の二 職員のために研修又は講習を実施する者に対し支払う経費(次号に掲げる経費に該当するものを除く。)

八 委託費

九 交通至難の場所に勤務する者又は船舶に乗り組む者に支給する給与

十 補助金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定された助成金を含む。次条第四号において同じ。)、負担金及び交付金

十一 諸謝金

十二 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二十三条第一項の規定により国庫から支弁する破産手続の費用のうち破産管財人（破産管財人代理を含む。）及び保全管理人（保全管理人代理を含む。）に交付するもの

十三 国が行う工事又は造林に関連して買収する土地又は土地に定着する物件に関する権利（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第三条各号に掲げる権利で各庁において同法による登記の嘱託をする場合にその嘱託情報と併せて登記所に提供しなければならない情報を取得したものに限る。）の代価

十四 外国において調度品の製造又は修理をさせる場合に納入までに長期間を要するときにおけるその代価

十五 外国で支払う経費のうち次に掲げるもの（前各号に掲げる経費に該当するものを除く。）

イ 物品の購入代価

ロ 機械又は器具の借料又は修理費

ハ 建物（附帯設備を含む。）の維持修繕費

ニ 放送の受信、廃棄物の収集その他の役務の提供に対する代価

ホ 国際会議等のために借り受ける施設又は航空機の借料

○ 予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）（抄）

第二条 各省各庁の長は、当分の間、法第二十二條の規定により、次に掲げる経費について、前金払をなすことができる。

一 二の二（略）

三 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第一項に規定する公共工事の代価

四 七（略）

第四条 第二条第二号から第六号の二まで又は前条第一号から第六号までに掲げる経費についてこれらの規定により前金払又は概算払をなすことができる範囲及び第二条各号又は前条第一号から第六号までに掲げる経費についてこれらの規定により前金払又は概算払をなす場合における当該前金払又は概算払の金額の当該経費の額に対する割合については、各省各庁の長は、あらかじめ財務大臣に協議しなければならない。

○ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「公共工事」とは、国又は地方公共団体その他の公共団体の発注する土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。以下この項において同じ。）又は測量（土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影であつて、政令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。）をいい、資源の開発等についての重要な土木建築に関する工事又は測量であつて、国土交通大臣の指定するものを含むものとする。

2 3 (略)

4 この法律において「保証事業会社」とは、第五条の規定により国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社をいう。

5 (略)

(登録の実施及び登録の通知)

第五条 前条の規定による登録の申請があつた場合においては、第六条の規定により登録を拒否する場合を除く外、国土交通大臣は、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を保証事業会社登録簿に登録しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を当該登録申請者に通知しなければならない。